

文書回答手續をご利用ください！

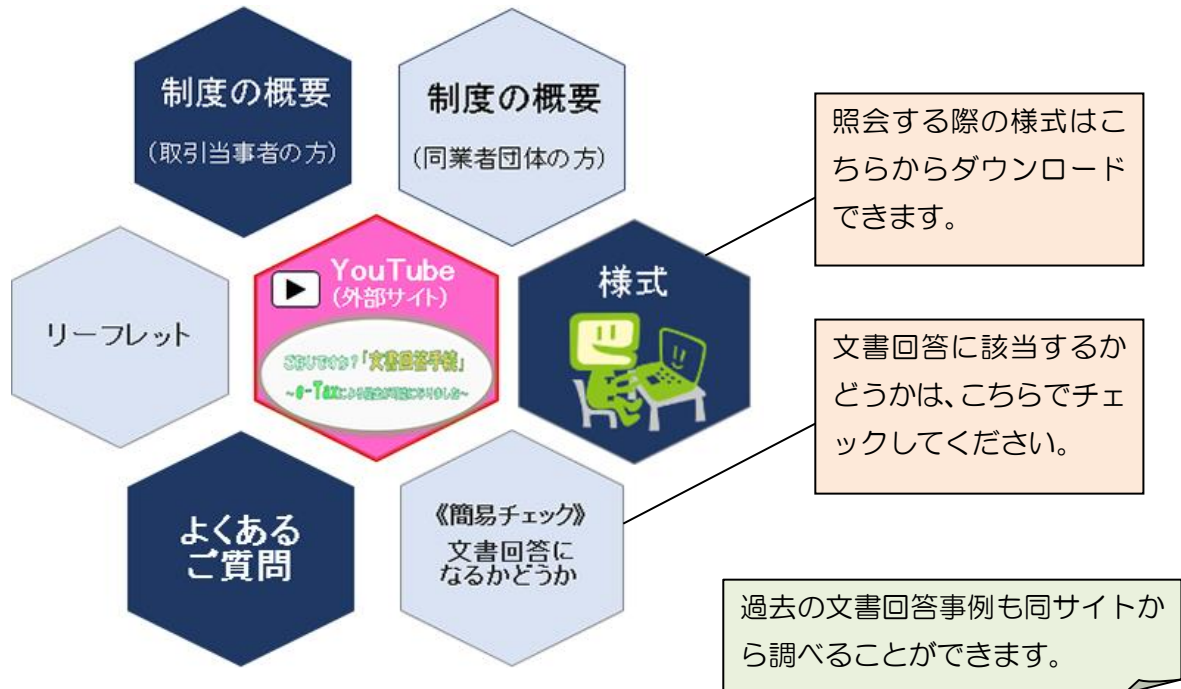
国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページで公表しています。

文書回答手續について調べるには、国税庁ホームページの特設サイトが便利です。（こちらからアクセスできます。）



文書回答手續 特設サイト

～ご存じですか？文書回答手續～



文書回答手續の対象になるとと思われる照会がありましたら、担当部署へご相談ください。